

1 議 事 日 程 (第1号)

(令和6年第5回久山町議会12月定例会)

令和6年11月29日

午前9時30分開会

於 議 場

- | | | |
|-------|--|------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| | ・ 議員派遣結果 | |
| 日程第4 | 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙 | |
| 日程第5 | 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて | |
| | | (6久山町専決第4号) (町長提出) |
| 日程第6 | 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて | |
| | | (6久山町専決第5号) (町長提出) |
| 日程第7 | 議案第42号 久山町教育委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第8 | 議案第43号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について | (6久山町条例第15号)
(町長提出) |
| 日程第9 | 議案第44号 久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について | (6久山町条例第16号) (町長提出) |
| 日程第10 | 議案第45号 久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について | (6久山町条例第17号) (町長提出) |
| 日程第11 | 議案第46号 久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について | (6久山町条例第18号) (町長提出) |
| 日程第12 | 議案第47号 備品購入契約の締結について | (町長提出) |
| 日程第13 | 議案第48号 指定管理者の指定について | (町長提出) |
| 日程第14 | 議案第49号 指定管理者の指定について | (町長提出) |
| 日程第15 | 議案第50号 町道路線の変更について | (町長提出) |
| 日程第16 | 議案第51号 町道路線の認定について | (町長提出) |
| 日程第17 | 議案第52号 令和6年度久山町一般会計補正予算(第6号) | (町長提出) |
| 日程第18 | 議案第53号 令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) | (町長提出) |

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	阿部文俊	2番	久芳正司
3番	阿部哲	4番	本田光
5番	末松裕	6番	阿部恒久
7番	山野久生	8番	荒巻時雄
9番	佐伯勝宣	10番	只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

2番	久芳正司	3番	阿部哲
----	------	----	-----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町長	西村勝	副町長	佐伯久雄
教育長	重松宏明	総務課長	久芳浩二
経営デザイン課長	小森政彦	税務課長	川上克彦
町民生活課長	井上英貴	健康課長	亀井玲子
福祉課長	稲永みき	都市整備課長	大嶋昌広
産業振興課長	阿部桂介	会計管理者	横山正利
教育課長	江上智恵	上下水道課長	平尾勇

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	篠原正継	議会事務局書記	淀川裕和
--------	------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から令和6年第5回久山町議会12月定例会を開会いたします。

本日、全員出席であります。よって、議会は成立いたします。

まず初めに、12月定例会開会に当たり、町長より所信表明を含めご挨拶<sup>あいさつ</sup>をお受けいたします。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 改めまして皆さま、おはようございます。本日ここに、久山町議会12月定例会を招集しましたところ、議員全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

いよいよ2024年も残り1カ月となりました。今年の干支である辰はこれまで陰になっていた部分に光が当たり、大きな成長が遂げられる年を意味していると言われていています。今年の本町においても、国土・社会・人間の三つの健康づくりが、町の強み・魅力として広く認識され、飛躍の1年ともなりました。町民の皆さまには、どうか体調にはくれぐれも注意され、令和6年最後の月を心穏やかに過ごしていただき新しい年を迎えていただくことをお祈り申し上げます。

さて、先月行われた久山町長選挙におきまして、町民の皆さまをはじめ、各方面からの温かいご支援・ご厚情を賜り、引き続き、町長職の重責を担わせていただくこととなりました。無事1期目の職責を務めることができましたのも、議員の皆さま、職員の皆さまをはじめ、多くの町民の皆さまのご理解・ご協力のおかげであり、心から感謝を申し上げます。この信頼と期待を深く受け止め、新たな決意と情熱を持って、第4次総合計画に掲げる町の将来像「誰もが生き生きと暮らせる健康田園都市の実現」に向け、全力で取り組んでまいります。ここで、2期目最初の本定例会において、今後4年間の町政運営に関する所信を述べさせていただきます。

まず、これまでの4年間を振り返りますと、私たちの社会は、ロシアによるウクライナ侵略、新型コロナウイルス感染症の流行など、大きな変化と試練に直面し、町民の皆さまの生活にも外出制限や物価高騰など、さまざまな面で影響が及びました。1期目はそのような事態に迅速に対応しながらも、長年の懸案事項であった学校施設の大規模改修等に着手し、財政面でも財政調整基金や教育振興基金の積立て、ふるさと応援寄附金の増加、久山町土地開発公社に伴う借入金の完済など成果を出すことができました。

また、未来に向けた新規事業にも積極的に取り組み、小・中学校でのプログラミング教

育やてらこや+の開校、シニア世代の外出支援、シニアチャレンジ応援事業、子育て世代が集える遊具ある公園づくりなど予定通り進めることができました。

本町の独自の取り組みは、国内外においても注目を浴び、国の各省庁との政策ネットワークや民間企業との事業連携が増加しました。また、まちづくりの成果は、人口増に加え、高齢化率の低下、合計特殊出生率の上昇にもつながり、2050年も人口が減らない自立持続可能性自治体として位置付けられています。しかし、これから日本の人口は急速に減少し、その波は本町にも押し寄せ、人々の持つ豊かさ、価値観が、人口や経済ではなくなる時代がもうそこまで迫っています。そのため、この状況に甘んじているわけにはまいりません。成長を続けている現況下だからこそ、これまで培ってきた地域資源や先人たちの思いを大切にしながら、未来に向けた投資と変化をどのように行っていくかが重要となってきます。町民の皆さまに久山町で暮らす豊かさをさらに実感していただく新たな物差しにし、将来に向けた社会課題の解決にも取り組んでいくことが、さらに町の持続性を高め、未来につながる財産となります。その実現に向け、2期目では、これまで同様に社会で活躍する人づくり、町の強みを生かす仕事づくり、豊かに暮らせる健康づくりの三つを軸に、新たな投資を展開してまいります。

まず一つ目は、社会で活躍する人づくりです。

インターネット・AI等の普及により時代は急速に変化しています。小・中学校体育館のエアコン整備を含めた教育環境の整備を図るとともに、ICT教育や英語教育のさらなる充実、そして、算数・数学などの新たな教育プログラムを導入します。また、首羅山遺跡ガイダンスの整備を進め、これまで先人たちが培ってきた伝統や文化を学べる新たな地域学習の場を創出してまいります。

二つ目は、町の強みを生かす仕事づくりです。

本町は160万都市の福岡市に隣接しながらも、今もなお豊かな山林や田園風景が残っています。しかし、農林業の就業者は、1995年から2020年度までの間に約45%減少しており、農地の面積は開発等の影響を含め、10年前に比べ約130ha減少しています。久山町の自然環境を次世代につないでいくことは、これからのまちづくりにおいて重要な施策の一つでもあります。そのため、一次産業の維持に向けて、まずは町内で消費する機会・場所を生み出し、新たな価値をつくる久山型循環経済の構築に力を入れてまいります。町内において久山町の農産物等をおいしく食べて、健康な町を未来につなげるプロジェクトを展開し、給食や町内飲食店等での地産地消の推進に加え、食育環境教育にも広げてまいります。このような取り組みは、令和3年5月に国が策定した緑の食料システム戦略に沿ったものであり、年明けから大学や企業等の連携も進めてまいります。

三つ目は、豊かに暮らせる健康づくりです。

現在引き続き、子育て世代からシニア世代までの幅広い世代が、安全・安心に暮らせるサービスの強化を図るとともに、高校生の医療費ワンコイン化やシニア世代の外出機会の創出、幅広い世代が出かけたくなる公園づくりに力を入れ、町内に楽しみを感じる機会を増やしてまいります。特に公園づくりにおいては、町民の皆さまが考え、実現し、運営する今までの遊具等の設置だけではない、つながりを生み出す。新たな公園整備を進めてまいります。

以上が主な取り組み内容です。

最後に、私は1期目を通じて、改めて久山町の魅力やポテンシャルの高さを認識するとともに、それが目に見える形になりつつあることに将来への希望を感じています。次の4年間も町民の皆さまのウェルビーイング幸福度の向上を目指して、さまざまな取り組みに挑戦し、皆さまがもっと笑顔で元気に夢を語れる久山町となるように、これまで以上に尽力してまいります。

引き続き、議員の皆さまをはじめ、町民の皆さんのご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。

本12月定例会に提案いたしますのは、専決処分の承認および久山町教育委員会委員の任命同意、条例の制定、改正ならびに山田小学校体育館空調設置工事、子ども医療費の対象拡大に伴うシステム改修委託料を含む補正予算など14議案でございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（只松秀喜君） ありがとうございます。

本会議に入る前に、私から、佐伯勝宣議員に申し上げます。

過去の議会定例会において通算6回求めた佐伯議員が個人的に発行する議会報告の訂正について、今なおその動きを全く見せていません。内容の訂正を再度求めます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（只松秀喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、2番久芳正司議員および3番阿部哲議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（只松秀喜君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月9日までの11日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は、本日から12月9日までの11日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（只松秀喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣結果については、お手元に配布のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

○議長（只松秀喜君） 日程第4、福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

福岡県介護保険広域連合議会の西村勝議員の任期満了に伴い、選挙依頼が来ております。

お諮りします。

福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。福岡県介護保険広域連合議会議員に西村勝町長を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました西村勝町長を福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました西村勝町長が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

福岡県介護保険広域連合議会議員に当選された西村勝町長が議場におられます。

久山町議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第40号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、小森課長。

○経営デザイン課長（小森政彦君） 議案第40号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、令和6年度久山町一般会計補正予算（第4号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年10月10日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めますのでございます。

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額66億1,474万7,000円に、歳入歳出それぞれ768万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億2,243万6,000円とするものでございます。

これは、令和6年10月27日に施行されました衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査に係る予算であり、財源となります歳入は、県支出金678万4,000円、繰越金90万5,000円でございます。

詳細につきましては、担当課長が議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第41号専決処分の承認を求めることについてを議題と

します。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、小森課長。

○経営デザイン課長（小森政彦君） 議案第41号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、令和6年度久山町一般会計補正予算（第5号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年10月21日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額66億2,243万6,000円に、歳入歳出それぞれ593万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ66億2,837万円とするものでございます。

これは、令和6年12月1日執行の福岡県議会議員補欠選挙に係る予算であり、財源となります歳入は、県支出金534万円、繰越金59万4,000円でございます。

詳細につきましては、担当課長が議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第42号 久山町教育委員会委員の任命同意について

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第42号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 議案第42号久山町教育委員会委員の任命同意についてご説明いたします。

本案は、久山町教育委員会委員荒牧美穂氏の任期が、令和7年2月9日をもって満了となるため、後任の久山町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会のご同意をお願いするものでございます。

後任の方ですが、橋拓太氏です。現職は法蓮寺住職で、令和4年にけやきの森幼稚園のPTA会長を務めていただいております。教育委員の任命につきましては、委員の内に、保護者である者が含まれるようにしなければならないとあり、前任者もこれに該当されており、その後任として保護者である同氏を選任させていただいております。経歴等詳細に

つきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第43号 情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第43号情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第43号、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）が施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

主な改正内容でございますが、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上ならびに行政運営の簡素化および効率化を図るため、公的基礎情報データベースの整備や利用促進を実施するほか、マイナンバーおよびマイナンバーカードに係る所要の改正に伴い、関連する久山町税条例、久山町行政不服審査関係手数料条例、久山町議会の個人情報の保護に関する条例について、参照条項等の改正を行うものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第44号 久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第44号久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第44号久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

本案は、子育て支援の施策として、保護者等の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、公費医療費助成を拡充することに伴い、久山町子ども医療費の支給に関する条例（平成24年久山町条例第15号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

改正内容は、子ども医療費の対象者をこれまで0歳から15歳までとじていたところ、0歳から18歳までに改正し、新たに高校生世代にまで拡大させていただくものでございます。

また、助成内容につきましては、小・中学生と同じ入院時につきましては、自己負担なし。通院時は自己負担額を一つ当たり500円とさせていただきますのでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第45号 久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第45号久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第45号久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

本案は、子育て支援の施策として、保護者等の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため公費医療費助成を拡充することに伴い、久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成4年久山町条例第21号）の一部を改正する必要性が生じた

ため提案するものでございます。

改正点としましては、子ども医療費の改正に伴う自己負担額の変更で、高校生世代の方が病院等を受診される際の通院時の自己負担額をこれまで1月当たり800円としていたものを1月当たり500円とさせていただき、入院時の自己負担額をこれまで月7日上限で1日当たり500円としていたものを自己負担無しとさせていただくものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第46号 久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第46号久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第46号久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

本案は、子育て支援の施策として保護者等の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため公費医療費助成を拡充することに伴い、久山町重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年久山町条例第14号）の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

改正点は、子ども医療費の改正に伴う自己負担額の変更で、高校生世代の方が病院等を受診される際の入院時の自己負担額は、これまで月10日上限で1日当たり500円または300円としておりましたが、改正後は自己負担無しとさせていただくものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第47号 備品購入契約の締結について

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第47号備品購入契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第47号備品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、随意契約に付した久山町コミュニティバス購入契約について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年久山町条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、久山町コミュニティバス購入。契約方法、随意契約。契約金額、2,618万円（うち消費税相当額238万円）。契約の相手方、福岡県古賀市古賀116番地いすゞ自動車九州株式会社、代表取締役中村智一。納入期限、令和7年9月5日までとなっています。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第48号 指定管理者の指定について

○議長（只松秀喜君） 日程第13、議案第48号指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） 議案第48号指定管理者の指定についてご説明いたします。

本案は、令和7年3月31日で期限が終了する現在の久山町文化交流センターの指定管理者の次の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

施設の所在地および名称は、福岡県糟屋郡久山町大字久原2,603番地の1、久山町文化交流センター。指定管理者となる団体は、福岡市博多区博多駅東一丁目16番14号、株式会社ミカサ。代表取締役倉重一男となります。指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第49号 指定管理者の指定について

○議長（只松秀喜君） 日程第14、議案第49号指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課、稲永課長。

○福祉課長（稲永みき君） 議案第49号指定管理者の指定についてご説明をいたします。

本案は久山町立保育所に係る指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって満了となるため、次の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

施設の所在地及び名称は、福岡県糟屋郡久山町大字久原3,741番地11、久山町立保育所。指定管理者となる団体は、福岡県糟屋郡久山町大字久原3,741番地11、社会福祉法人徳峰会理事長鳴海義一。指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までです。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第50号 町道路線の変更について

○議長（只松秀喜君） 日程第15、議案第50号町道路線の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 議案第50号町道路線の変更についてご説明いたします。

本案は、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、町道路線を変更するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更する路線は、町道109号俵木～天野線と町道233号国貞1号線、町道402号薦附3号線、町道547号堀田1号線の4路線の起点、終点、延長を変更するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会において説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第51号 町道路線の認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第16、議案第51号町道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 議案第51号町道路線の認定についてご説明いたします。

本案は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

認定する路線は、大谷4号線の1路線でございます。

詳細につきましては、議案説明会において、説明いたしますのでご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第52号 令和6年度久山町一般会計補正予算（第6号）

○議長（只松秀喜君） 日程第17、議案第52号令和6年度久山町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、小森課長。

○経営デザイン課長（小森政彦君） 議案第52号令和6年度久山町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

本案は、令和6年度久山町一般会計補正予算（第6号）で、既定の歳入歳出予算の総額66億2,837万円に、歳入歳出それぞれ1億4,252万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,089万5,000円とするものでございます。

歳出増額の主なものは、保健体育総務費4,901万4,000円、児童福祉施設運営費2,156万1,000円、障害者自立支援給付費1,421万円、ふるさと応援寄附事業費1,330万6,000円などです。保健体育総務費は、町内体育館空調整備工事費の増によるもので、今回の補正は、山田小学校体育館の工事になります。この工事に伴い、地方債および繰越明許費の補正も行います。

財源となります主な歳入は、国庫支出金1,379万9,000円、県支出金991万円、繰越金3,601万6,000円、町債4,900万円、ふるさと応援寄附金2,600万円などです。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

日程第18 議案第53号 令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（只松秀喜君） 日程第18、議案第53号令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第53号令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)をご説明いたします。

本案は、令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額9億9,082万9,000円に、歳入歳出それぞれ5,868万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,951万8,000円とするものでございます。

歳出補正といたしましては、国県支出金等精算返納金5,868万9,000円の増額で、財源であります歳入補正といたしましては、繰越金5,868万9,000円の増額でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長(只松秀喜君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時8分